平成２６年（フ）第２９７７号
東京都調布市国領町５丁目28―36―201
債務者　橋岡ゆう子
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９７９号
東京都調布市柴崎２丁目12―１―201
債務者　千葉　伸二
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８３号
東京都多摩市連光寺１丁目３―２
債務者　平出　　賢
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９８８号
東京都墨田区江東橋１丁目５―６―201
債務者　中井　博史
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第２９９９号
東京都世田谷区池尻２丁目37―14―905
債務者　佐藤　和代
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３００１号
東京都足立区綾瀬５丁目13―15―202
債務者　川野　礼子
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３００８号
千葉県印旛郡栄町安食3179―１　ロジュマンⅠ―113
債務者　中川　義則
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１１号
東京都稲城市向陽台４丁目５―３―1004
債務者　清水千恵子（旧姓松原）
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１２号
埼玉県朝霞市朝志ケ岡２丁目９―25―202
債務者　武田　光洋
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１４号
埼玉県所沢市所沢新町2521―６　グリーンビレッジＡ―206
債務者　大和　英行
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１５号
埼玉県所沢市所沢新町2521―６　グリーンビレッジＡ―206
債務者　大和登貴子
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０１９号
東京都世田谷区宮坂２丁目15―14　正和荘Ａ―５
債務者　下田　波穂
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０２０号
東京都葛飾区青戸４丁目22―９　第一サニーマンション402
債務者　荻原　由美
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０２３号
東京都葛飾区四つ木２丁目25―１―101
債務者　鎌田　　悟
1　決定年月日時　平成26年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０３８号
埼玉県春日部市下蛭田408―３　エクレール第２豊春502
債務者　津村　　隆
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第３０３９号
東京都新宿区若松町28―28―204
債務者　亀谷　怜史
1　決定年月日時　平成26年４月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部